

事業者向け

~脱炭素社会の実現に向けて~



太陽光発電設備や蓄電池等の導入を補助

太陽光発電設備

補助金額

7.5万円/kW





- OFIT、FIP の認定を受けていないこと
- ○発電する電力量の 50%以上を 自家消費すること
- ○敷地外に導入する場合は、自 営線にて供給すること

警電池

補助金額

(設備費+工事費)×1/3

上限容量50kWh





- ○補助対象の太陽光発電設備と 同時設置すること
- 〇家庭用設備(4,800Ah・セル相当の kWh 未満)を設置する場合
 - ・蓄電池の設備費等が、15.5 万円/kWh 以下であること
- ○業務用設備(4,800Ah・セル相当 の kWh 以上)を設置する場合
 - ・蓄電池の設備費等が、19 万円 /kWh 以下であること 等

※蓄電池のみの購入は対象外

高效率空調機器 高機能換気設備 高效率照明機器 高效率給湯機器 3-ダネルーションシステム

(設備費+工事費)×1/2

上限額60万円

- ○高効率空調設備(改修):従来の機器 に対して30%以上の省 CO2 効果
- ○高機能換気設備(改修):全熱交換器
- ○高効率照明機器(改修):調光制御機 能を有する LED のみ
- ○高効率給湯機器(改修):従来の機器 に対して30%以上の省CO2効果
- <u>〇コージェネレーションシステム※(新規導入・改修)</u>
 - ※都市ガス・LPG 等を燃料として発電 し、その際に生じる排熱も同時に利 用するシステム

実施期間

2024年(令和6年)6月3日(月)~2025年(令和7年)2月28日(金)

※予算の範囲内で受付するため、早期に受付を終了する可能性があります。

対象者

- (1)次のいずれかに該当する者
 - ・市内の自らが事業を営む事務所又は事業所(店舗併用住宅を含む)に 補助対象設備を設置する法人又は個人事業者
 - ・PPAモデル(第三者所有モデル)により、市内の事務所又は事業所 (店舗併用住宅を含む)に創工ネ・蓄工ネ設備を提供する者
 - ・リース等により、市内の事務所又は事業所(店舗併用住宅を含む)に 補助対象設備を提供する者
- (2)市税を滞納していない者
 - ※申請者と、設置場所・自家消費場所の所有者が異なる場合は、所有者の承諾書が必要

補助金の交付には 条件があります。 必ず、HP を確認し てください。



【問い合わせ】

福山市経済環境局環境部環境総務課電話番号:084-928-1071

詳しくはこちらから 福山市ホームページ





福山市 太陽光 蓄電池 補助